

議案第19号 小松島市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

本条例において引用している社会福祉事業法につき、題名及び引用条文が改正されていることから所要の改正を行うもの。

小松島市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和54年小松島市条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>社会福祉事業法</u>(昭和26年法律第45号)第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>社会福祉法</u> (昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人の助成については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p>	改正